

(地方農政局等長名を記載) 殿

※輸出支援課に申請する場合は輸出・国際局長

申請者 株式会社○○
住所 ○○県○○市○○
氏名 代表取締役社長 ○○○

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、下記輸出水産食品に係る衛生証明書の発行を申請します。

記

「1. 製品の詳細」の記入は日本語、英語を併記してください。

1. 製品の詳細

① 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所：

株式会社○○ / ○○ CO., LTD.

○○県○○市○○ / ○○, ○○-City, ○○-Prefecture, Japan

② 輸入者（荷受人：ベトナムの輸入者）の名前及び住所：

SEAFOOD PROCESSING VIETNAM IMP. & EXP. CO., LTD.

○○, △△Rd., ○city, VietNam

③ 品名：

(1) 冷凍サンマ / Frozen Pacific Saury

(2) 冷凍ゆでだこ / Frozen Boiled Octopus

④ 数量及びネットウェイト (kg)：

(1) 250 C/T、3,000.00 kg

(2) 59 C/T、1,180.00 kg

⑤ 施設名、所在地及び認定番号（認定番号については、認定施設のみ記載）：

(VN○○○○○○○○)

○○水産食品製造貿易会社 /

○○SEAFOOD PROCESSING & IMP. EXP. CO., LTD.

□県 □市 □区 □□ /

□□, Dist□, □-City, □-Prefecture Japan

国内で加工する水産食品の場合、最終加工施設の登録が必要です。施設登録されている施設名等（農水省HP掲載）のとおり記載してください。

⑥ 出発港： 大阪港 / OSAKA

⑦ 到着港： ホーチミン港 / HO CHI MINH CITY

⑧ 輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）： 船舶〇〇V-123W

⑨ 輸出年月日： 20xx年4月〇〇日 / 〇〇 Apr. 20xx

⑩ 生産年月日：

(1) 20xx年3月□□日、20xx年3月〇〇日 /
□□ Mar. 20x, 〇〇 Mar. 20xx

(2) 20xx年2月〇〇日、20xx年2月□□日 /
〇〇 Feb. 20xx, □□ Feb. 20xx

生産日が長期に渡る場合は、
「〇月〇日～〇月〇日」のよう
に記載可能です。

⑪ 用途： 日本や他の国への再輸出を目的とした水産食品
 ベトナム国内での消費を目的とした水産食品

どちらかを選択してください。

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 〇〇〇 官能検査実施日 20xx年〇月〇〇日

品質確認者は、輸出の都度、官能検査を実施する必要があります。
結果については、ベトナム向け輸出水産食品の官能検査等実施記録
(別紙様式10) (又は任意様式) での提出が必要です。

3. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 食品衛生法に適合した水産食品であること。
- (4) ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては、本要綱の4. (1)の要件に適合した認定施設で最終的に加工されたこと。
- (5) 全量がベトナムから再輸出される水産食品においては、本要綱の4. (2)の要件に適合した施設で最終的に加工又は保管されたこと。
- (6) 官能検査を実施した結果、本要綱の別添1の4. に掲げる官能検査基準を満たしていること。
- (7) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。
- (8) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (9) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (10) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている施設由来の水産食品であること。
 - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
 - ③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
3. 生産年月日が複数存在する場合は、○月○日から△月△日までと記載すること。
4. 衛生証明書発行申請書の記載内容が確認出来る関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等）を添付すること。
5. 認定を省略している施設（全量がベトナムから再輸出される水産食品を最終加工又は最終保管する施設）については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。
6. 当該貨物が輸入品であり、かつ日本国内で処理を行わない場合は、食品等輸入届出書（写し）を添付すること。

